

Ⅲ 都市環境

<現状・課題>

①地球温暖化の進行

- ・近年は、ヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきていることから、今後のまちづくりにおいては、異常気象などの影響を低減するための諸施策と連携した、脱炭素社会の実現をめざす持続可能なまちづくりが求められています。

②緑のネットワークづくり

- ・中原区には、等々力緑地と多摩川緑地の大規模な緑地が整備されていますが、2つの緑地間のアクセスの改善や、社会環境の変化や自然災害リスクの高まりなども踏まえた等々力緑地の整備が求められています。
- ・井田山周辺は、多摩川崖線に位置する中原区唯一の丘陵地であり、緑豊かな斜面緑地が残っていますが、近年、斜面地にマンションが建設されるなど貴重な緑が減少しつつあります。
- ・これらの大規模な公園緑地や井田山周辺の緑地群などのまとまった緑をはじめ、社寺林や街路樹などの街なかの緑によってネットワークを形成するため、今ある緑を「守る」、「活かす」、さらに新たな緑を「つくる」ことを目標とし、まち全体に、緑豊かな潤いを感じられるまちづくりを進めることが求められています。

③農地や花のある風景の保全

- ・市街地に残された農地は、新鮮な農産物の生産の場であると同時に、市民農園など住民が自然にふれあう場やレクリエーション活動の場としての活用が求められています。
- ・中原区では、区の花に制定されている「パンジー」を中心に小田中地区における花き栽培が盛んであり、品質面などの評価が高いことから「かながわブランド」にも認定されています。
- ・「パンジー」のほか、多摩川や二ヶ領用水、渋谷沿いの桜並木・桃並木など、中原区は花の資源が豊富であり、これらを有効に活用し、潤いのある景観づくりを進めることが求められています。

④親水空間の再生

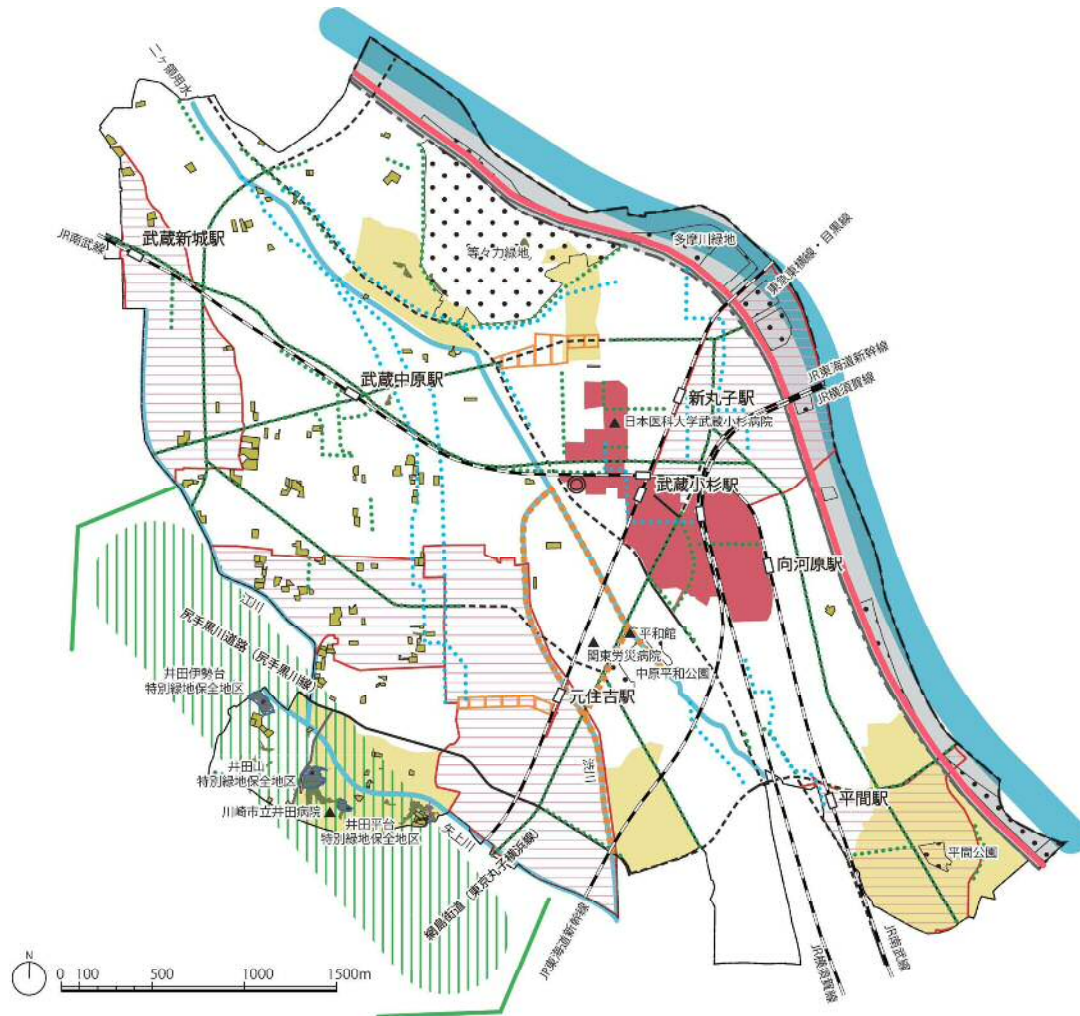
- ・中原区は多摩川に接しており、多摩川河川敷の広がりのある空間は、市民の憩いの場であるとともに、広域避難場所として防災上も重要な役割を担っています。また、運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」としても多くの市民に利用されています。
- ・区内を流れる二ヶ領用水は、江戸時代に農業用水として開削された用水路で、縦横に張りめぐらされていましたが、市街地の水路網は暗きょ化が進んでいます。
- ・街なかを水が流れていた中原の昔の姿を再生するために、多摩川や市街地を流れる二ヶ領用水、渋谷、矢上川などの河川資源を活かして、水辺に親しむことのできる河川づくりが求められています。

⑤地域資源を活かした景観づくり

- ・個性を持った中原区としてのまちづくりを進めるには、武蔵小杉駅を中心とした「広域拠点」の都市景観の形成や良好な住宅地の街なみ形成、緑・花・水・人・歴史といった中原区の持っている資源を活かした街なみ形成など、中原区らしさをアピールできる街なみづくりが必要です。
- ・緑豊かなまちの景観をつくっていくためには、公共空間の緑化を進めるだけでなく、民有地においても、所有者自らが積極的に緑化運動を推進していくことが必要です。
- ・区内に点在する歴史的資源を守り、それらを有効に活用した景観づくりを進め、中原の歴史を後世に伝えていくことも求められています。

- ・武蔵小杉周辺地区やプレーメン通り商店街、中原街道などにおいては、それぞれの特徴や資源を活かした地域主体の街なみづくりが進められており、こうした取組への支援が求められています。

■現状図



ー凡例ー

- | | | |
|--------------------|------------------|-----------------|
| 多摩川崖線 | 樹木の集団 | 区役所 |
| 水路
(二ヶ領用水水路網) | 主な公園・緑地等 | 鉄道 |
| かわさき多摩川
ふれあいロード | 生産緑地 | 都市計画道路(完成・概成区間) |
| (都市景観の形成) | 特別緑地保全地区 | 都市計画道路(事業・計画区間) |
| 景観計画特定地区 | 緑地保全施策済の樹林地 | その他の主要な道路 |
| 都市景観形成地区 | 身近な公園が不足している小学校区 | 街路樹 |
| | 高齢化率21%～ | 遊歩道・散策路 |
| | | 河川 |
| | | 市街化調整区域 |
| | | 主な施設 |

平成31(2019)年3月現在

1 人・地球に優しいまちづくりをめざします

(1) 脱炭素・低炭素都市づくりの推進

①地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、鉄道駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・土地の高度利用を図る地域において、民間活力や創意工夫を最大限活かす観点から、市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組の評価などにより、地球環境に配慮した都市づくりを誘導します。
- ・治水・水害対策、暑熱対策などの気候変動適応策を推進し、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成をめざします。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、多摩丘陵の樹林地や農地などの保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化などの都市緑化の取組を推進します。

②エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともに、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されていることから、その特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（C A S B E E川崎）や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風・光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設などへの太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、建築物の低炭素化を促進します。

③スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やI C T（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

(2) 環境に配慮した交通体系の構築

①環境に配慮した交通環境の整備

- ・環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めます。

②自動車交通の脱炭素・低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。

(3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域などの地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・行政による都市施設の整備などにあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境などによる環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善などに資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者などに対して、土壌汚染対策などの適切な取組を指導します。
- ・民間事業者などによる一定規模以上の建築物などの建築については、あらかじめ大気、水、土、生物などへの影響の回避または低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、環境配慮を適切に誘導します。
- ・民間事業者などによる、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、生物の生息環境や緑地の保全への配慮とともに、水質汚濁、雨水流出、廃棄物などによる環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所などからの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、事業者などの適切な取組を誘導します。

(4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。

2 水・緑が人やまちと共生するまちをめざします

(1) まちの骨格を形成する水・緑の保全と活用

- ・多摩丘陵の広域的な広がりの中で、多摩川崖線の樹林地を「多摩川崖線軸」として位置づけ、多摩丘陵の尾根線の斜面緑地と併せて、緑地保全に関わる様々な制度を活用するとともに、近隣自治体と連携し、その保全に努めます。
- ・まちの骨格を形成する多摩川を「多摩川軸」、二ヶ領用水をはじめとした河川・水路を「水の軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生などに努めます。
- ・等々力緑地や中原平和公園などの大規模公園・緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。
- ・公園や樹林地などの緑の空間に加え、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みなどをグリーンインフラとして捉え、その構築により、緑の効用を常に実感できる、緑ある暮らしの創造をめざします。



中原平和公園

(2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間の確保や身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の防災機能の向上により安全な都市づくりを図るため、災害時などに避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園・緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。

(3) 「農」ある風景の保全

- ・宅地化が進んだ住宅地においても農地が残されている、小田中地区などの地域においては、農のある暮らしや風景を維持するため、都市型農業の振興と優良な農地の保全に努めます。

(4) 水と緑のネットワークの形成

- ・拠点駅周辺の街なかの緑や等々力緑地、多摩川崖線の斜面緑地、多摩川、街なかの生産緑地、屋敷林や社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「水と緑のネットワーク」の形成をめざします。

3 緑や花を活かした賑わいと憩いのあるまちを育みます

(1) 良好な斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線をはじめとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、緑地総合評価に基づいて、土地所有者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・特に、井田山周辺の斜面緑地は、「多摩川崖線軸」として、「市民健康の森」の取組や、動植物の生育・生息環境づくりを進める市民の活動を支援し緑の保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」などに指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティアなどの市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や土地所有者に対して、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・創出などの指導を行います。
- ・多摩丘陵における緑の保全・再生・創出・活用にあたっては、市域が首都圏の貴重な自然環境である多摩・三浦丘陵の一角に位置していることから、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を促進します。



井田山の斜面緑地

(2) 区民に身近で憩いの場となる利用しやすい公園・緑地づくり

①賑わいのある等々力緑地づくり

- ・等々力緑地は、社会環境の変化による市民の価値観の多様化や自然災害の発生による防災対応の必要性などに応えるため、民間活力も活かしながら様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心で賑わいのある、より魅力的な公園をめざして、再編整備の取組を推進します。
- ・等々力緑地の再編整備にあたっては、隣接する多摩川緑地との相互のアクセスの改善に向けた取組を進め、緑のネットワークの強化をめざします。



等々力緑地周辺

②生活に身近な公園の整備・活用

- ・地域の核となる「地区公園」、「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用するなど、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。

③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地では、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」などを組織し、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・市街地再開発などの整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者などの休息・交流などのための「広場」の配置に努めます。
- ・都市林については、林相や土地の形態などに応じて、自然環境の保護、保全、復元に配慮した整備を市民協働により図ります。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・大規模な土地利用転換などにあたっては、「緑化指針」などに基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑の創出を適切に誘導します。

⑤長期未整備公園・緑地の整備・見直し

- ・長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、地域ニーズや社会情勢、市域全体としての公園・緑地のあり方などを踏まえつつ、整備や区域の見直しに向けた取組を進めます。

(3) 市民協働による街なかの緑化推進

①公共空間における緑化推進

- ・市街地においては、公共施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場をはじめとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・地区計画の策定や建築協定、緑地保全協定の締結、「地域緑化推進地区」の認定など、土地利用や地域緑化のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地環境の保全と民有地の緑化の推進に努めます。
- ・武蔵小杉駅周辺は、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して策定した緑化推進重点地区計画に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペースなどを活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

②花や街路樹を活かした街なみづくり

- ・駅前空間や商店街における花の植栽やガーデニングなど、住民の主体的な民有地緑化の活動を支援し、中原区らしい花を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- ・街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭い歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、地域の状況に応じた対応策の実施により、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。

- ・二ヶ領用水や渋川、多摩川の堤防沿いには桜並木が植栽され、住民の手による維持管理活動が行われていることから、桜並木を活かした緑のネットワークの形成をめざして、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・二ヶ領用水沿いにある桃並木は、住民の手による維持管理活動が行われていることから、桃並木を活かした緑のネットワークの形成をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



二ヶ領用水

(4) 優良な農地の保全と住宅地との調和

①優良な農地の保全と営農環境の維持

- ・優良な農地については、都市における新鮮な農産物の供給地であり、また、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持ち、良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区への指定などにより保全に努めます。特に、花き栽培を中心とした農地が多く残る小田中地区においては、優良な農地の保全とともに、住宅など周辺環境との調和をめざします。
- ・生産緑地地区の指定から30年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地は、農業者の営農意向などを基に特定生産緑地に指定し、保全するとともに、その後も指定期限を延長するなど、継続的な保全に努めます。
- ・生産緑地地区における持続可能で安定的な農業経営を行う視点から、農地の集約化などによる営農環境を維持するとともに、良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地とが調和した計画的なまちづくりをめざします。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農業者の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画などの土地利用ルール策定や、土地所有者による土地区画整理事業などを支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農業者の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。

②市民が「農」に親しみ体験できる場づくり

- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農業者が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農業者・市民と協働して取り組みます。
- ・農家・農業団体と連携した地産地消の取組を促進し、「「農」のあるまちづくり」による都市農業の振興を図ります。

4 水を活かしたまちを育みます

(1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・地域特性に応じ、流域に係る国などの関係者と連携し、流域一体となった総合的な治水対策を進めます。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保などを図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします

(2) 多摩川の河川環境の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」に基づき、川を活かしたまちづくりをめざします。

- ・多摩川河川敷は、自然環境や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場などとしてのさらなる活用に向けて、「新多摩川プラン」を基に、民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を推進するとともに、市民との協働や流域自治体などとの連携により、持続可能な魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・水環境の向上や多自然川づくりの推進などを図るとともに、「多摩川景観形成ガイドライン」に基づく多摩川の水辺景観の保全と、沿江市街地を含めた一体的な景観づくりをめざします。



多摩川河川敷

- ・多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- ・河川敷の施設をわかりやすく案内するための誘導案内板などの整備を進めるとともに、市街地と一体となった身近な多摩川を創出するよう、多摩川へのアクセスの向上を図ります。

(3) 親しみやすい河川環境づくり

① 緑のネットワークと水のネットワークの融合化

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図ります。

- ・ 中原区内を流れる河川沿いの道路や緑道などについては、散策路として、誰もが安心して水と親しみながら歩くことができるよう歩行者空間の改善に努めるとともに、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、散策路のネットワークづくりを図ります。



江川せせらぎ遊歩道

②水に親しめる水辺の環境づくり

- ・ 鶴見川水系の矢上川では、流域の健全な水循環系の回復を理念とする「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、河川整備や河川環境の改善に努めます。

- ・ 渋川では、都市景観の形成や身近な親水施設として、緑豊かで水と親しめ、多様な生物が生息できる空間づくりに向けた環境整備を進めます。

- ・ 市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、二ヶ領用水や水路網の再生をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、住民と協働しながら、地域の実情に応じた水辺空間の整備に努めます。

- ・ 二ヶ領用水の国の文化財への登録を契機として、歴史や文化的な価値に対する理解促進を図るとともに、市民と協働して、より一層の魅力向上に向けた取組を進めます。

③地下水の保全

- ・ 丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組に努めます。

(4) 水の安定した供給・循環

- ・ 良質で安全な水道水や工業用水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・ 省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。
- ・ 将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・ 河川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めるとともに、等々力水処理センターにおける高度処理施設の導入を進めます。

5 地域資源を活かした中原区らしい街なみづくりをめざします

(1) 小杉駅周辺地区における広域拠点にふさわしい都市景観づくり

- ・広域拠点であり中原区の拠点である小杉駅周辺地区では、「景観計画特定地区」として、ランドマークによる拠点景観や駅を中心とする賑わい景観、快適で一体感のある公共的空間をめざす沿道景観、まちの回遊性を高める水と緑の景観づくりなど、風格と快適さを感じることができる街なみ景観の形成をめざし、「広域拠点」にふさわしい都市景観づくりを促進します。
- ・小杉駅周辺地区は「緑化推進重点地区」として、中原街道や二ヶ領用水、社寺などの歴史的文化的資源を活かしながら、交通広場や公園、街路などの公共空間の緑化を進めるとともに、民有地における緑化の取組を支援します。

(2) 楽しく、憩い、集う街なみづくり

- ・人が心地よく過ごせる街なみをつくるためには、楽しみがあり、憩い、集える場所があることが必要なことから、鉄道駅の周辺地区においては、商業振興施策と連携して、住民や事業者による、地域の個性を活かした主体的な街なみづくりの活動を支援します。

(3) 住宅地における良好な街なみ景観づくり

- ・住宅地においては、外壁の位置や形態、色彩の調和を図り、生垣緑化などを促進するために、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(4) 地域資源を活かした街なみづくり

- ・二ヶ領用水や中原街道、川崎七福神などの歴史的資源が多く存在することから、これらの歴史的資源を大切に保存しながら、有効に活用したまちづくりを進めるため、散策路の設定など、住民の発意による、歴史的資源を活かした主体的な街なみ景観づくりの活動を支援します。
- ・まちの資源を活かし、回遊性が高く、誰もが快適に移動できるまちをめざして、市民や事業者と協働し、多言語対応の公共サイン（案内標識）などの整備や維持管理に努めます。

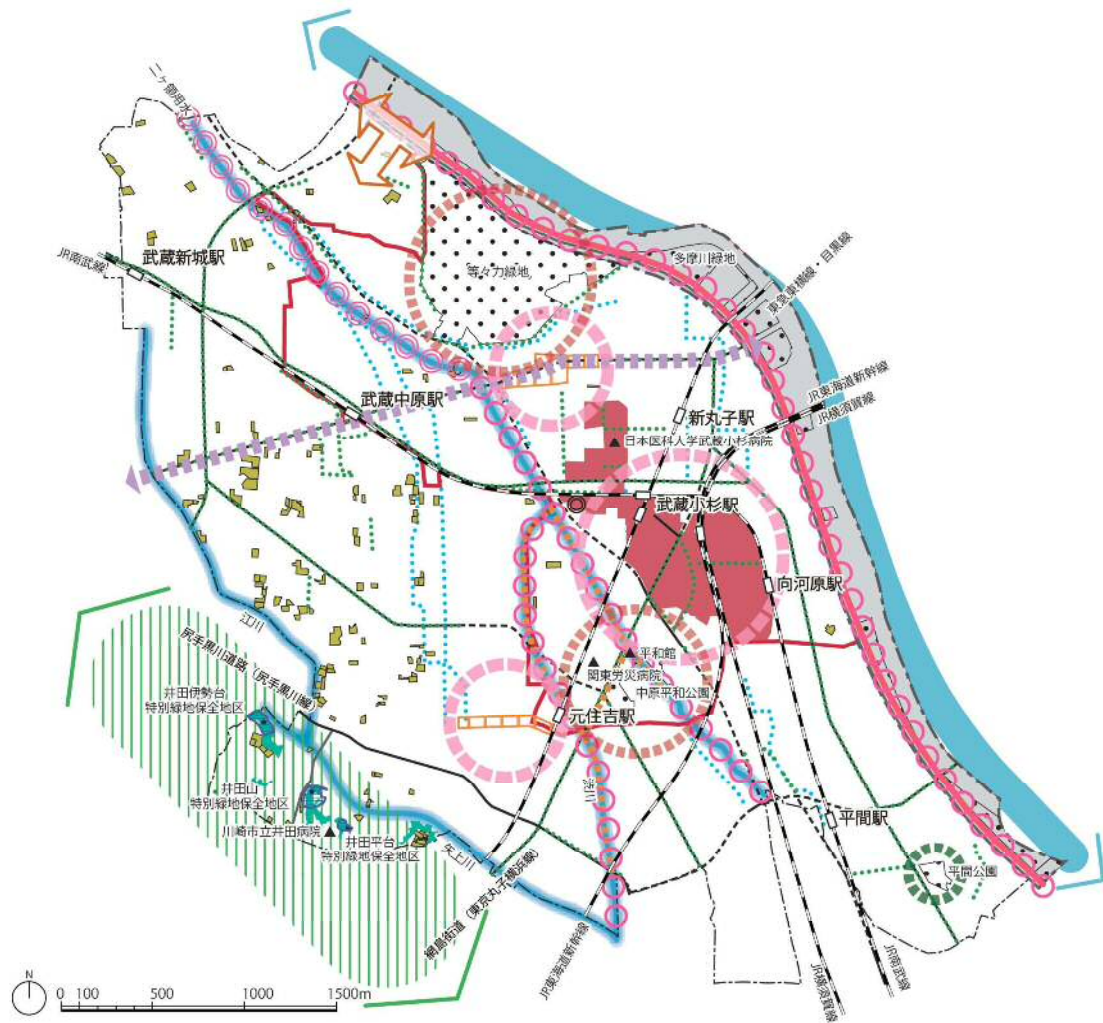


西明寺

(5) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

■都市環境方針図



—方針—

- 都市景観の形成
- 緑化推進重点地区
- 多摩川と沿川空間の連携
- かわさき多摩川ふれあいロード
- 桜並木を活かした緑のネットワーク
- 桃並木を活かした緑のネットワーク
- 歴史・文化軸

(みどり軸)

- 多摩川崖線軸
- 多摩川軸
- 水の軸

(みどり拠点)

- 公園緑地の拠点
- 緑の拠点
- 優先的に保全を図るべき緑地

—基本凡例—

- 区役所
- 駅
- 都市計画道路(完成・概成区間)
- 都市計画道路(事業・計画区間)
- その他の主要な道路
- 街路樹
- 遊歩道・散策路
- 水路(二ヶ領用水水路網)
- 河川
- 景観計画特定地区
- 都市景観形成地区
- 生産緑地
- 特別緑地保全地区
- 主な公園・緑地等
- 市街化調整区域
- 主な施設

平成31(2019)年3月現在